

強度行動障害加算対象施設の拡充について

1 事業概要

強度行動障害児者の支援を行う施設に対して、生活支援員等の加配を行う等、利用者に対して適切な指導・訓練等を実施するために必要な経費の一部を助成することにより、利用者の安全の確保及び行動障害の軽減並びに施設の経営基盤の安定を図ることを目的とする。

2 対象施設の拡充

現在、障害者支援施設、障害児入所支援施設、短期入所事業所に対して助成している強度行動障害加算について、平成 30 年 4 月から、生活介護事業所、共同生活援助事業所も助成対象施設とする。

【助成金の額】生活介護事業所：対象者 1 人あたり日額 2,500 円

共同生活援助事業所：対象者 1 人あたり日額 2,310 円

3 対象施設の拡充に伴う変更

対象施設の拡充に伴い、障害者支援施設における助成金について、以下のとおり変更する。

平成 30 年 3 月末まで		平成 30 年 4 月 1 日以降	
助成対象施設等の種類	助成額	助成対象施設等の種類	助成額
指定障害者支援施設	対象者 1 人あたり 日額 4,810 円	指定障害者支援施設における昼間実施サービス	対象者 1 人あたり 日額 2,500 円
		指定障害者支援施設における施設入所支援	対象者 1 人あたり 日額 2,310 円

4 申請等の手続きについて

生活介護事業所、共同生活援助事業所における事業実施の要件・申請手続きや、障害者支援施設における助成申請の変更点等については、現在、千葉県強度行動障害加算事業実施要綱等の改正を進めておりますので、要綱等の改正が終わり次第、改めて周知いたします。